

著作権・契約書 Q&A 5



第5回：「著作権がある」とはどういうこと？ 独占的上演権とは？ (前編)

弁護士 ニュートン 九州弁護士 福井健策

質問：ある劇団からレパートリー作品を作りたいとの依頼を受け、出演俳優も先方の指定があり、ほぼアテカキで書いた。以後、再演の際に上演料は支払われているが、上演許諾のお願いがない。最初にレパートリー作品として依頼された場合は、独占的上演権を永久に与えたという契約が成立するののか？

1 著作権とはどういう権利か

今回は大事な問題ですので、前後編に分けてお答えします。まずは、「独占的上演権」とは何か、という話から入りましょう。第30号でお話した通り、執筆された戯曲の著作権は、著作権譲渡の合意がない限りは、戯曲を執筆した人物(劇作家)にあるのが大原則です。この著作権とはどういう権利かという点に挙げるような数多くの権利の束です。人は、作品を創作しただけで、これほど沢山の権利を自動的に獲得するのです。

複製権	印刷、コピー、写真撮影、録音、録画などの方法によって著作物を複製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
公衆送信権	著作物を放送・有線放送したり、インターネットにアップロード(送信可能化)したりして、公に伝達する権利
口述権	著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与など)する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利
二次的著作物の利用権	二次的著作物については、二次的著作物の著作権者だけでなく、原著作者も上記の各権利を持つ

権利を持つとはどういうことかと言うと、上のような行為は著作権者の許可がない限りは誰もおこなうことができない、ということですが、しかも許可を与えるか与えないかは、著作権者の絶対的な裁量で決められます。

2 「独占的上演権」とは

上の著作権の中には「上演権」も含まれていますが、著作権者の許可がない限り、誰も作品を上演することはできません(非営利上演の例外あり)。さて、著作権というものは譲渡することができます。それも、上のような権利ごとにバラバラに譲渡することもできます。すると、「劇団に独占的上演権がある」ということは、劇団が著作権のうちの上演権だけを譲渡されたという意味かな、と思う方もいらっしゃるでしょう。

そういうケースもあり得なくはありませんが、実際には、おそらく大半のケースでは、著作権の譲渡を受けた、という意味ではなく、「独占的な上演のライセンスを受けている」という意味で使われているでしょう。「ライセンス」とは「許可」と同じような意味で、著作権者から戯曲を上演する許可を買っている状態を指します。許可がない限り上演できないため、許可を貰うのです。権利の譲渡ではなく、いわば使用許可です。このうち、あなた以外の誰にも上演の許可は致しませんと著作権者が約束している時、これを「独占的ライセンス」と言います。独占的上演権がある」というと、おそらく多くのケースでは、こうした「独占的ライセンス」の意味で使われているのでしよう。

ある」というと、おそらく多くのケースでは、こうした「独占的ライセンス」の意味で使われているのでしよう。

著作権の譲渡と独占的ライセンスの違いは、お分かりですね。両者は、乱暴に言えば土地の売買と賃貸借ほどの違いがあります。普通、上演ライセンスには、許可された地域や

期間、それに許可の条件があります。「独占的」ということは、こうした条件の一つですね。ライセンスの条件は、可能であればきちんと取り決めて置くことが望ましい訳ですが、どう取り決めたいのか、また、お尋ねの件ではどう考えるべきかは、また次号。(つづく)

これまでの復習 / 劇作家の著作権ルール

- ・「表現」とは言えないような、企画・アイディア・情報・金銭等を提供しても、「共同著作者」ではない。(29号)
- ・歴史的な事実やナマの事件は、誰かが創作したものではないため、著作物ではない。(30号)
- ・書かれた戯曲の著作権は、著作権譲渡の合意がない限り、それを創作した劇作家のもの。(30号)
- ・著作権とは、複製権、上演権、公衆送信権(放送ほか)など、多数の権利の束。(本号)
- ・権利の譲渡と、使用許可(ライセンス)は、別物である。(本号)
- ・戯曲の改変には、(少なくとも)著作権者の許可が必要。(29号)

- ・「引用」の最高裁ルールは、①明瞭な区別と②主従の関係があること。「出典明示」も忘れずに！(31号)
 - ・日本の裁判所は「パロディ」を優遇しない(「普通の著作権侵害のルール」で見ない)。(31号)
 - ・著作権者が死亡した場合、著作権は相続人全員の共有に。(33号)
 - ・著作権は、著作物の死亡の翌年から50年間で保護が終わる。(33号)
 - ・当事者がお互いに納得できるならば、法律の規定と違う契約を結ぶのは自由。(29号)
- (以上、ほぼ全てに「原則として」という枕詞が付きます。詳しくは各バックナンバーを参照のこと。)

NEWS 第7回鶴屋南北戯曲賞決定!

1月4日、第7回鶴屋南北戯曲賞(主催：光文社エンターテインメント文化財団 協力：日本劇作家協会の最終選考会が開かれ、受賞作が決定しました。

受賞作	唐十郎 「泥人魚」
「泥人魚」	唐十郎
「謎の下宿人」	鈴木聡
「アンコントロール」	鐘下辰男
「南島倅唄記」	平田オリザ
「心と意志」	坂手洋二
「パレード」	川村毅
(上演順)	

受賞作は、次の条件を満たす作品の中から選ばれます。

- ①その年の1月～12月に日本国内で上演された戯曲であること。
- ②日本語で書かれた新作戯曲であること(作者の国籍は問わない)。

正賞が10万円、優副賞が賞金6万円です。選考委員は現役の演劇記者7名にお願ひしてあり、第7回は、山本健一(朝日新聞)、石山俊彦(共同通信)、竹島勇(東京新聞)、内田洋一(日経新聞)、大島幸久(報知新聞)、高橋豊(毎日新聞)、河村常雄(読売新聞)の各氏でした。